

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一時利用地指定の利益相当額徴収	
根拠法令・条項	土地改良法第96条の4（法第53条の8第2項準用）	
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 換地計画実施要領 （S. 49. 7. 12 49構改B第1232号構造改善局長通達） 第2の8 （5）一時利用地の指定又は使用及び収益の停止に伴う損失の補償及び利益の徴収 一時利用地の指定によって従前の土地に係る関係権利者が一時利用地との間で著しく収益の差が生ずること等により利益を受けるときは、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができるものとする。 なお、補償する損失又は徴収する利益については、2の（1）及び（2）の調査に当たって、併せて把握するものとする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	